入院費用について

- 患者さんの負担額は厚生労働省で定められた料金（医療費）に対し保険の負担割合に応じた額と、食事負担額となります。なお、オムツ代や有料個室をご利用の場合は保険適応になりませんので、別に加算されます。

医療費 ×負担率 10% 20% 30%

＋

食事負担額（１食460円×食事回数）

＋

オムツ代・有料個室　等

- 保険における負担の割合について

75歳以上	：10%	但し現役並み所得者は30%
70歳～74歳	：20%	但し現役並み所得者は30%
6歳・4月以降（就学後）～69歳	：30%	
6歳・3月以前（就学前）	：20%	

※小児医療は乳幼児等医療費助成制度にて各市町村にて負担金額が異なります。

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」とは

「70歳未満の方」「70歳以上で住民税非課税世帯の方」は、保険者（保険証の発行元）で限度額適用認定証もしくは標準負担額減額認定証の申請を行うと、窓口での支払を所得に応じた自己負担限度額まで軽減することができます。（健康保険対象外の病衣、オムツ、個室、文書代などを除く）

認定証は申請月の１日から有効となりますので、早期手続きをお勧めします。

認定証交付後は、速やかに１階受付カウンター①番窓口へご提示ください。

※医療費の制度についてご質問がある方は、１階の受付カウンター④番窓口へお越しください。

※認定証のご提示がない場合は、窓口にて自己負担割合全額の医療費をお支払い頂きます。
お支払後の医療費の払い戻しについては、保険者へお問い合わせください。

1 各月精算について

入院中の費用は月末で締め切り、翌月10日頃に請求書を病棟へお届けします。

指定期間内（請求書の発行日から約20日間）に、救急外来前の自動精算機、又は各金融機関でお支払ください。

2 退院時精算について

退院前日に概算額をご連絡いたしますので、退院日にご精算の上お帰りください。

入院費は、救急外来前の自動精算機にてお支払いが可能です。

※入院費に関して、ご相談がある方は、１階受付カウンター①番窓口へお越しください。

銀行口座振込みによる支払いの場合

口座番号　広島銀行　呉支店　普通　３１３４２３７
口座名義　独立行政法人　国立病院機構　呉医療センター
（ドクリツギョウセイホウジン　コクリツビョウインキコウ　クレイリョウセンター）
＊ 振込み手数料は、患者さんの負担となります。ご了承ください。

「クレジットカード」及び、「デビットカード」でのお支払いも可能です。
なお、利用できるクレジットカード等は下記の通りです。
VISA　Master Card　JCB
AMERICAN EXPRESS　Diners Club

お支払いシステムについて

各月精算（入院中）	請求額が翌月10日頃お手元へ	請求書をお持ち頂き、救急外来前の自動精算機、又は各金融機関へ
退院時精算（退院時）	前日に概算額をお知らせ致します	退院前日にお渡しした概算書・診察券をお持ちいただき、救急外来前の自動精算機へ

3 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

患者さんから上記の別費用の徴収が必要となる場合には、事前に徴収に係るサービスの内容や料金等について説明させていただきます。

また、このサービスをご利用いただく場合は、必要に応じて徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に、患者さん本人またはご家族の署名を受けることにより同意を取らせていただきます。

なお、この同意についてはいつでもおやめいただくこともできますので、その際には病棟看護師等にその旨をお申し出ください。

（例として下記のような項目となります）

(1) 特別の療養環境の提供に係る基準に関する費用
　ア　差額ベッド代（特別療養環境室）
(2) 日常生活上のサービスに係る費用
　ア　おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代
　イ　病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。）
(3) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
　ア　証明書代
　　(例)産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要な診断書等の作成代　等
　イ　診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料）
　ウ　外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料等
(4) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
　ア　在宅医療に係る交通費
　イ　薬剤の容器代
(5) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用
　ア　インフルエンザ等の予防接種
　イ　ニコチン貼付剤の処方
(6) その他
　ア　保険薬局における患家への調剤した医薬品の持参料
　イ　日本語を理解できない患者に対する通訳料
　ウ　他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
　エ　診断書等の文書交付後の郵送代